

# 臨時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく）  
（書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

富士電機株式会社の次に掲げる事項

- ① 定款
- ② 最終事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）に係る計算書類等

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

臨時株主総会招集ご通知に記載の事項につきましては、当該招集ご通知をご覧いただきますようお願い申し上げます。

富士古河E&C株式会社

① 富士電機株式会社の定款

次ページ以降をご参照ください。

# 定 款

富士電機株式会社

(制定)	1923年6月11日				
(変更)	1937年5月29日	1949年2月10日	1958年11月28日	1984年6月29日	2004年6月25日
	1937年10月30日	1949年4月15日	1960年11月28日	1984年9月1日	2005年6月28日
	1939年8月30日	1949年11月2日	1962年11月29日	1988年6月29日	2006年6月27日
	1939年11月30日	1951年4月3日	1963年11月30日	1991年6月27日	2009年6月24日
	1940年5月30日	1951年11月22日	1964年5月28日	1994年6月29日	2010年1月6日
	1941年5月7日	1952年11月25日	1964年11月30日	1998年6月26日	2010年6月24日
	1942年11月6日	1954年11月24日	1968年5月30日	1999年6月29日	2011年4月1日
	1943年5月7日	1955年5月25日	1969年11月28日	2000年6月29日	2018年10月1日
	1944年5月9日	1955年11月25日	1973年5月30日	2002年6月27日	2022年6月28日
	1944年11月7日	1956年9月10日	1975年5月30日	2003年6月27日	2023年3月1日
	1947年6月16日	1957年5月30日	1982年6月29日	2003年10月1日	

# 富士電機株式会社 定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、富士電機株式会社と称し、英文では FUJI ELECTRIC CO., LTD. と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具、計測器、情報通信機械器具、電子応用機械器具、化学機械器具、医療用機械器具、電子部品・デバイス、メモリーデバイス及び事務用・サービス用・民生用電気機械器具並びにこれらを製造する装置の設計、製造、販売、保守、点検、修理、改造及び運転維持管理
- (2) ソフトウェア業
- (3) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (4) 電気・ガス・熱・水供給業
- (5) 建設工事の設計、監理及び請負
- (6) 倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、荷造包装事業、損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険の募集業務、一般旅行業、宅地建物取引業、不動産の賃貸及び管理、事務用機器・日用雑貨・飲食料品の販売、宿泊施設の経営、介護保険法による指定居宅サービス関連事業、印刷・製版・製本・複写及び出版、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業、人事・総務・財務・経理及びファクタリング業務の受託、総合リース業、金銭の貸付・投資及び金融業務、建築土事務所の経営
- (7) 前(1)から(6)に関連する調査、研究開発、コンサルティング並びに知的財産権の取得、管理及び実施許諾
- (8) 前(1)から(7)の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することによるその会社の事業活動の支配・管理
- (9) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3億2千万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続等は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。

## 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要があるときに、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集する。

2 前項に基づいて定めた取締役に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に規定する決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれに当たる。

2 前項に基づいて定めた取締役に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が、代理人によって議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名に委任することを要する。

2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社に取締役15名以内を置く。

(選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(責任軽減)

第21条 当会社は、取締役の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、600万円又は法令で定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定する。但し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、これを欠くことができる。

2 取締役社長は、代表取締役の中から選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会長は、取締役会を招集して議長となる。

2 取締役会長が欠員のとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。

3 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める取締役会規則による。

(相談役)

第28条 取締役会は、その決議によって相談役若干名を置くことができる。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当会社に監査役5名以内を置く。

(選 任)  
第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)  
第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(責任軽減)  
第32条 当会社は、監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。  
2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、600万円又は法令で定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(常勤の監査役)  
第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)  
第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)  
第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の決議によって定める監査役会規則による。

## 第 6 章 会 計 監 査 人

(選 任)  
第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)  
第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)  
第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)  
第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)  
第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  
2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  
3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)  
第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。  
2 前項の金銭には利息を付さない。

- ① 富士電機株式会社の最終事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）に係る計算書類等

次ページ以降をご参照ください。

## 当期における事業活動の状況

## 全体概況

当社は、2023年度を最終年度とする中期経営計画「令和 Prosperity2023」に掲げる「売上高1兆円」、「営業利益率8%以上」を2022年度において1年前倒しで達成しました。2023年度は当社創立100周年の年であり、更なる成長に向けて、パワエレ事業、パワー半導体事業の拡大を中心とする「成長戦略の推進」、グローバルでのものづくり力強化による「収益力の更なる強化」、及び、ESG（環境、社会、ガバナンス）を中心とした「経営基盤の継続的な強化」を引き続き推し進めるとともに、外部環境変化への適応力を一層強化し、売上・利益の拡大を目指しました。

当期における当社を取り巻く市場環境は、脱炭素化やデジタル化に向けた投資の拡大を背景に、自動車の電動化、省エネ、デジタルインフラ等の継続したニーズの高まりにより、製造業やデータセンター等の設備投資が堅調に推移しました。その一方で、中国経済の低迷継続等を背景に工作機械関連等の需要は低調に推移しました。

## ◆当期の連結業績および財産の状況

業績項目	第148期 2023年度	対前期
売上高	11,032億円	938億円増加
営業損益	1,061億円	172億円増加
経常損益	1,078億円	200億円増加
親会社株主に帰属する当期純損益	754億円	140億円増加
1株当たり当期純損益	527.57円	98.07円増加
総資産	12,712億円	896億円増加

このような環境のもと、当社は、拡大する需要に対応したパワー半導体の生産能力増強や、顧客需要に対応した生産体制の最適化、地産地消の推進等により、収益性向上に継続して取り組みました。

当期の連結業績の売上高は、全ての部門で増加し、前期に比べ938億円増加（9%増加）の11,032億円となりました。

損益面では、原材料価格及び動力費の高騰影響や、生産能力増強に係る費用の増加があったものの、物量の増加に加え、製品販売価格の値上げや原価低減の推進、為替影響等により、営業損益は前期に比べ172億円増加の1,061億円となりました。経常損益は前期に比べ200億円増加の1,078億円、親会社株主に帰属する当期純損益は前期に比べ140億円増加の754億円となり、売上高、営業損益、経常損益、親会社株主に帰属する当期純損益いずれも、過去最高を更新しました。

当期の連結経営成績は次のとおりです。

## 事業セグメントの概況

(単位: 億円)

事業セグメント名	業績項目	第147期 2022年度	第148期 2023年度	前期比
		2022年度	2023年度	
エネルギー	売上高	3,333	3,428	103%
	営業損益	286	301	106%
インダストリー	売上高	3,698	4,199	114%
	営業損益	268	343	128%
半導体	売上高	2,062	2,280	111%
	営業損益	322	362	112%
食品流通	売上高	953	1,073	113%
	営業損益	44	88	202%
その他の 他	売上高	598	632	106%
	営業損益	37	43	115%
小計	売上高	10,644	11,612	109%
	営業損益	956	1,137	119%
消去または全社	売上高	△549	△579	—
	営業損益	△67	△76	—
合計	売上高	10,094	11,032	109%
	営業損益	889	1,061	119%

### 事業セグメント別売上高

(単位: 億円)



### 事業セグメント別営業損益

(単位: 億円)



- (注) 1. 当期より、組織構造の変更に伴い、報告セグメントを従来の「パワエレ エネルギー」、「パワエレ インダストリー」、「半導体」、「発電プラント」および「食品流通」から、「エネルギー」、「インダストリー」、「半導体」および「食品流通」に変更しております。なお、各セグメントの前期比につきましては、前期の数値を変更後の報告セグメントの区分に組み替えたうえで算出しております。
2. 売上高の事業セグメント別比率は、セグメント間の内部取引等を消去・調整する前の金額に基づき算出しております。

## 事業セグメント別の状況

### エネルギー

#### 主要な事業内容

##### 《発電プラント》

地熱発電、水力発電、火力発電、燃料電池

##### 《エネルギー・マネジメント》

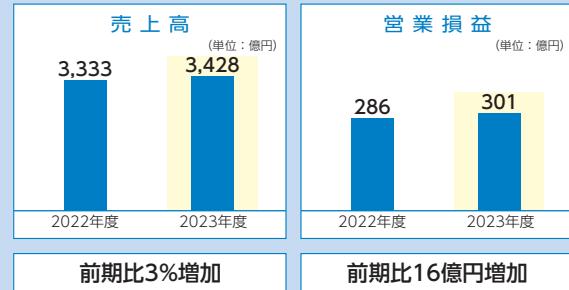
変電設備、蓄電システム、  
エネルギー・マネジメントシステム、  
太陽光発電、風力発電

##### 《施設・電源システム》

無停電電源装置 (UPS)、電機盤

##### 《器具》

受配電・制御機器



売上高は前期比3%増加の3,428億円となり、  
営業損益は前期比16億円増加の301億円とな  
りました。

発電プラント分野及び器具分野の需要減少  
等があったものの、エネルギー・マネジメント  
分野における大口案件の増加及び施設・電源  
システム分野の需要拡大により、売上高、営  
業損益ともに前期を上回りました。

- ・発電プラント分野は、前期の再生可能エネ  
ルギー大口案件の影響等により、売上高は  
前期を下回りました。営業損益は、売上高  
の減少及び大口案件の費用増により、前期  
を下回りました。
- ・エネルギー・マネジメント分野は、太陽光発  
電向け大口案件の減少があったものの、産

業向け変電機器及び電源機器の大口案件の  
増加等により、売上高、営業損益ともに前  
期を上回りました。

- ・施設・電源システム分野は、データセンター  
及び半導体メーカー向け案件の増加により、  
売上高、営業損益ともに前期を上回りました。
- ・器具分野は、機械セットメーカー及び半導体  
製造装置関連の需要減少等により、売上高、  
営業損益ともに前期を下回りました。

## インダストリー

### 主要な事業内容

#### 《オートメーション》

インバータ、FAコンポーネント、計測機器、センサ、FAシステム、駆動制御・計測制御システム

#### 《社会ソリューション》

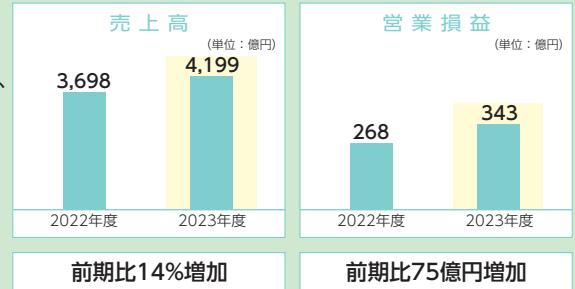
鉄道車両用駆動システム・ドアシステム、船舶・港湾用システム、放射線機器・システム

#### 《設備工事》

電気工事、空調設備工事

#### 《ITソリューション》

ICTに関わる機器・ソフトウェア



売上高は前期比14%増加の4,199億円となり、営業損益は前期比75億円増加の343億円となりました。

オートメーション分野、社会ソリューション分野及び設備工事分野の需要増加等により、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。

- ・オートメーション分野は、ファクトリーオートメーションにおけるコンポーネントの生産増を主因に、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。
- ・社会ソリューション分野は、原子力関連機器案件や放射線機器案件の増加等により、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。
- ・設備工事分野は、空調設備工事の大口案件等により、売上高、営業損益ともに前期を

上回りました。

- ・ITソリューション分野は、大口案件等の増加により、売上高は前期を上回りましたが、営業損益は案件差等により前期と同水準となりました。

## 半導体

### 主要な事業内容

#### 《半導体》

産業用・自動車用パワー半導体



前期比11%増加



前期比40億円増加

売上高は前期比11%増加の2,280億円となり、営業損益は前期比40億円増加の362億円となりました。

- 半導体分野は、第4四半期において部材調達影響による生産減及び売上減があったものの、電動車（xEV）向けパワー半導体の需要拡大により、売上高は前期を上回りました。営業損益は、パワー半導体の生産能力増強に係る費用の増加、原材料価格の高騰があったものの、売上高の増加により、前期を上回りました。

## 食品流通

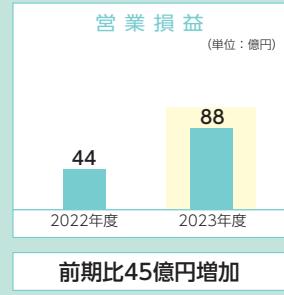
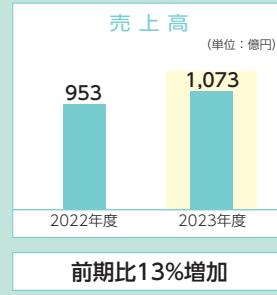
### 主要な事業内容

#### 《自販機》

飲料自販機、食品・物品自販機

#### 《店舗流通》

店舗設備機器、金銭機器



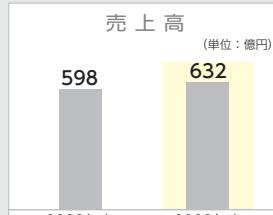
売上高は前期比13%増加の1,073億円となり、営業損益は前期比45億円増加の88億円となりました。

- ・自販機分野は、国内の需要拡大に加え、原価低減の推進等により、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。
- ・店舗流通分野は、コンビニエンスストア向け店舗設備機器の改装需要拡大に加え、カウンター機材の大口案件増加により、売上高、営業損益ともに前期を上回りました。

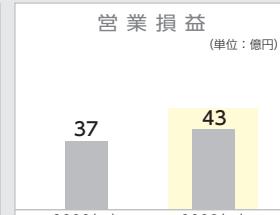
## その他

### 主要な事業内容

不動産業、保険代理業、旅行業、金融サービス、  
印刷・情報サービス、人材派遣サービス



前期比6%増加



前期比6億円増加

売上高は前期比6%増加の632億円となり、営業損益は前期比6億円増加の43億円となりました。

## 事業TOPICS

### エネルギー

#### 太陽光発電設備に蓄電池システム機器を納入

自動車メーカーの工場に設置する国内最大規模の自家消費型太陽光発電設備に、蓄電池システム機器を納入しました。工場の休日などに生じる余剰電力を蓄電池に充電し、必要時に放電することで、再生可能エネルギーを無駄なく活用できます。



#### 東南アジアでの事業拡大

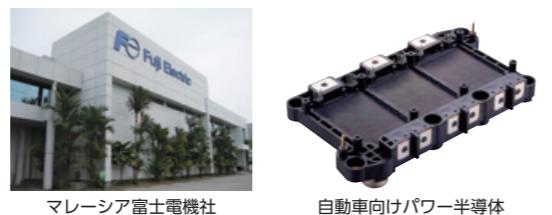
データセンター、半導体事業者向けの商談が増加しています。東南アジアでは旺盛な需要に応え、電機盤の生産を行うシンガポールの富士SMBE社を中心に売上拡大に貢献しています。



### 半導体

#### 自動車向けパワー半導体の生産能力増強

自動車の電動化に伴い、モータの駆動制御を担うパワー半導体の需要が増加しています。こうした旺盛な需要に対し、国内生産拠点ならびにマレーシア富士電機社の生産能力を増強しました。



### インダストリー

#### 汎用インバータ主力機種の刷新

インバータは、工作機械やファン・ポンプ、搬送ラインに使われ、モータの回転数を制御することで、設備を最適に動かし省エネを実現します。汎用インバータの主力機種である「FRENIC-Aceシリーズ」を刷新し、従来比最大約30%の省スペース化を実現。予兆保全、高速通信など機能の充実を図りました。地産地消のもとグローバルに展開していきます。



FRENIC-Ace シリーズ

#### インドでの事業拡大

高成長が続くインドで、富士電機インド社を中心に地設・地産地消に取り組み、事業が拡大しています。再生可能エネルギー、データセンターなどの社会インフラや鉄鋼・化学プラントなど幅広い産業分野で省エネや電力の安定供給に貢献しています。



幅広い産業分野で省エネや電力の安定供給に貢献

### 食品流通

#### サステナ自販機が省エネ大賞を受賞

「サステナ自販機シリーズ」が一般社団法人省エネルギーセンター主催の「2023年度省エネ大賞」で経済産業大臣賞を受賞しました。インバータの搭載やヒートポンプ性能の向上により、従来比最大約20%の省エネを実現しました。さらに、自社開発の双方向通信端末の活用による商品補充などの作業効率改善により、省エネ化と省力化に寄与しています。



サステナ自販機シリーズ

## 研究開発

当期におきましては、パワー半導体、パワーエレクトロニクス、計測・制御、冷熱などのコア技術を活用して、創エネルギーからエネルギー安定供給や省エネルギー、自動化、モビリティの電動化などに貢献する研究開発に注力しました。

主な内容は次のとおりです。

エネルギー分野では、自動車用の固体高分子形燃料電池モジュールを適用した定置型の水素発電システムの開発を進めています。JIS規格に準拠した安全性試験と性能試験を通じて高い信頼性を担保します。

再生可能エネルギーの電力需給調整力の一つとして期待される蓄電池システム向けに、重耐塩仕様の屋外設置型・2,600kVA蓄電池用PCS (PVI1400CJ-3) を開発しました。耐環境性を向上したことにより様々な場所へ設置が可能となりました。

データセンターの大容量化ニーズに対応するため、業界最大クラスとなる単機容量2,400kVAの大容量モジュール型無停電電源装置「UPS7500WX」を開発しました。装置効率向上によるランニングコストの削減や、盤との一体設計などにより省スペース化を実現しています。

国内トップシェアの電磁開閉器をフルモデルチェンジした「SC-NEXTシリーズ」を開発しました。横幅寸法を従来比で28%削減し、制御盤の小型化や高性能化に貢献します。

インダストリー分野では、工作機械や搬送ライン向けの汎用インバータ「FRENIC-Aceシリーズ」を開発しました。高速通信が可能

なEthernetを標準搭載した機種や、省スペース化が可能なフィンレスタイプなどの機種をそろえ、メンテナンスに有効な予兆保全機能を強化しました。また、鉄鋼、自動車など国内外の様々な産業向けに出力電圧400V、690Vの次世代プラント用インバータ「FRENIC-GS」を開発しました。国際規格や国際標準に対応するとともに、冷却構造とスタック収納構造の刷新により、業界最高クラスのスタック最大容量を実現しました。

さらに、製造現場の装置・機械の監視・操作に用いられるプログラマブル表示器「MONITOUCH V10シリーズ」を開発しました。クアッドコアCPUの搭載とアプリケーションの最適化により、業界トップの操作性と視認性、通信処理の高速化を実現しました。

半導体分野では、鉄道や再生可能エネルギー分野の高耐圧化ニーズに対応するため、大容量モジュール「HPnC」(High Power next Core) パッケージに、最新の第7世代IGBT/FWD「Xシリーズ」チップを搭載した1,700V、2,300V耐圧品を開発しました。

また、パワーエレ機器のさらなる小型・軽量化、高効率化のため、第2世代SiCトレンチゲートMOSFETを搭載した1,200V、1,700V(M295パッケージ)のAll-SiCモジュールを開発しました。

中国の電動車市場向けには、RC-IGBTチップと



大容量IGBTモジュール  
「HPnC」

冷却性能の改善により、電力密度をさらに高めた直接水冷型パワー モジュール 750V/820A (M675パッケージ)を開発しました。

食品流通分野では、外食産業やオフィス向けに、ドリップタイプの業務用全自動コーヒーマシン「Cafe Mania」を開発しました。

## 設備投資

当期におきましては、売上拡大に向けた生産能力増強投資および新製品開発を加速する試験設備、環境対応投資など、総額683億円を投資しました。

主な内容は次のとおりです。

半導体分野では、自動車の電動化や再生可能エネルギーの需要拡大に対応するため、マレーシア富士電機社へパワー半導体Siチップ生産能力増強の大型投資継続、および国内外拠点へ自動車向けを中心としたIGBTモジュールの生産能力増強の投資を実施しました。またパワー半導体SiCチップ生産においても国内で能力増強投資を実施しています。

エネルギー分野では環境負荷の少ない製品

新たに開発した超微細ファインメッシュフィルタでコーヒーを抽出することにより、豆本来の香りや風味を残しつつ、雑味を極限までなくすことに成功しました。加えて、レストランやオフィスでの使い勝手を考慮し清掃やメンテナンスの容易化に配慮した製品構造を実現しました。

づくりを目指し、千葉工場で受変電設備開発の早期化を狙いとした大容量短絡試験設備の投資を行っています。また、吹上工場では小型化および省電力化を実現した電磁開閉器(新商品SC-NEXT)の生産設備を導入しました。

温室効果ガス排出削減に向けた環境投資として、太陽光発電設備をフィリピン富士電機社に導入し、コーチェネレーションシステムを松本工場で更新しました。また、除害装置や省エネ機器を採用した設備への更新などにより「環境ビジョン2050」達成への取り組みを推進しています。

## 資金調達

当期は第29回無担保社債150億円の償還、および長期借入金の返済を行う一方、新規の長期借入金、およびコマーシャルペーパーの調達を行いました。

上記の結果、当期末の社債、コマーシャルペーパーおよび借入金の残高は前期に対し9億円増の1,114億円となりました。

## ESGの取り組み

当社は、エネルギー・環境事業を通じて社会に貢献するとともに、持続的成長に向けた経営基盤の強化に向け、企業行動基準に基づき、ESG（環境、社会、ガバナンス）視点での施策を推進しています。

### 環境

脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現を掲げた「環境ビジョン2050」を方針として、グローバルに環境活動に取り組んでいます。

#### 「環境ビジョン2050」

脱炭素社会の実現	富士電機の革新的クリーンエネルギー技術・省エネ製品の普及拡大を通じ「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現を目指します
循環型社会の実現	環境負荷ゼロを目指すグリーンサプライチェーンの構築と3Rを推進します
自然共生社会の実現	企業活動により生物多様性に貢献し生態系への影響ゼロを目指します

### 「2030年度目標」

- 産業革命前と比較した気温上昇を1.5°Cに抑えるため、以下の目標達成を目指します。
- サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を2019年度比で46%超削減
  - 生産時の温室効果ガス排出量を2019年度比で46%超削減
  - 製品による社会のCO<sub>2</sub>削減貢献量を5,900万トン超/年

#### ●「環境ビジョン2050」の推進

脱炭素社会の実現では、2030年度目標を設定し、生産時および製品使用時に排出する温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

2023年度は、生産工程で用いるSF<sub>6</sub>ガスの削減に向けた新技術の導入や製造方式の見直しを行いました。国内工場における太陽光発電の稼働開始、半導体工場における再生可能エネルギーの調達を拡大しました。これらの取り組みにより、生産時の温室効果ガス排出量は2019年度比で25%削減しました。また、環境に貢献する製品の売上拡大により、製品による社会のCO<sub>2</sub>削減貢献量は56百万吨になりました。いずれも所期の目標を達成しています。

循環型社会の実現では、製品ライフサイクル全体で環境負荷の最小化に向け環境配慮型製品の基準作りに着手しました。

#### ●TCFDに基づく情報開示

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿って、気候変動に起因する重要なリスク・機会、適応策を開示しています。

2023年度は、異常気象多発に伴う浸水リスクの特定、ならびに被害の最小化に向けた浸水対策に加え、生産増に伴う温室効果ガス排出量の削減に必要な環境投資額等を開示しました。

### 社会

企業行動基準で「人を大切にする」を掲げ、人権尊重や安全衛生をすべての基盤に置きつつ、「社員の幸せ」と「会社の持続的成長」の好循環の実現を目指しています。多様な人財の活躍推進や人財育成などの「人への投資」に積極的に取り組んでいます。

また、お取引先様とともに、持続可能な社会を支えるサプライチェーンの構築に向け

て、「富士電機CSR調達ガイドライン」に基づく「CSR調達セルフアセスメント」を実施し、課題の共有と協働改善を図っています。

#### ●人権尊重の取り組み

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、「人権を侵害しない・人権侵害に加担しない」方針のもと、国内外の事業所、連結子会社を対象に人権デュー・デリジェンスを隔年で実施しています。

2023年度は、当社および国内子会社の社員を対象に、人権に関するe-ラーニングを実施しました。

#### ●多様な人財の活躍推進

女性社員、シニア社員や障がい者など多様な人財の活躍推進に取り組んでいます。女性社員の活躍推進においては、役職者数の拡大に向け、重点的な研修の実施やキャリア継続に向けた制度・環境面での支援に取り組んでいます。シニア社員の活躍推進に向け、60歳以降の待遇制度の改定に着手しました。障がい者の雇用の拡大および職域の拡大に取り組んでいます。

## ●人財育成

会社の持続的成長に向け、部門や事業のリーダーの早期発掘を進めています。将来の経営幹部人財の育成においては、育成計画書に基づくOJTや選抜研修等の育成プログラムを実施しています。海外拠点では現地人財の育成に向け、日本への研修派遣を継続的に実施するとともに、幹部への登用を進めています。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進に向け、デジタル人財の育成に積極的に取り組んでいます。

## ●働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

社員の生産性向上の意識変革をねらい、時間価値の高い働き方を実現している社員にインセンティブを支給しています。

柔軟な勤務制度に関しては、育児や介護などの事情を抱える社員の利用要件を緩和し、一層柔軟な働き方を推進しています。

2024年4月から適用の建設業の時間外労働の上限規制に対しては、勤務形態の柔軟化、業務プロセスの改善、人財の確保・育成に係る法令遵守の体制を整備しています。

## ●社員意識調査

毎年、社員意識調査を実施し調査結果と経年変化を分析しています。経営方針の理解度および従業員の満足度の把握、自部門の振り返りと組織マネジメントの改善に活用しています。総合的な会社満足度を示す代表設問に対する回答平均値「3.5pt以上を維持すること」を目標とし、2023年度は3.8ptとなりました。（1～5ptの5段階評価、点数が高い方が肯定的。）

## ガバナンス

健全性、効率性、透明性、実効性あるガバナンス体制および法令・社会規範の遵守徹底を図るコンプライアンス体制を構築し推進するとともに、リスクマネジメントの徹底に取り組んでいます。（当社のコーポレート・ガバナンス体制については、70ページをご参照下さい。）

また、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」に適切に対応しています。

## ●コーポレート・ガバナンスの実効性向上

取締役会の実効性について、第三者機関に

によるアンケートを実施し、抽出された課題の改善に努めています。取締役会では、ESG等に関する取り組みや課題の共有を行うとともに、中長期的な経営課題に対する議論の活性化を図っています。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・投資家との建設的な対話を積極的に推進しています。

## ●リスク対応力の強化

「リスク管理規程」に基づき、さまざまなリスクに対して遺漏なく適切に管理・対処することでリスクの顕在化を未然に防止し、影響の最小化を図っています。

事業継続力強化に向け、大規模な自然災害・事故などの事態発生におけるお取引先様の安全や生産影響を迅速に把握できる

BCPシステムの活用、部材調達の複数社購買を拡大しています。

情報セキュリティに関する方針および規程を整備し、従業員への定期的な教育実施により情報セキュリティ知識やスキル向上を図っています。多様化・高度化するサイバーセキュリティ脅威への対策として、セキュリティ対応体制の強化、新たなサイバー攻撃の兆候や情報漏洩防止の監視強化、情報システムの防御・攻撃監視機能の強化を図っています。

## ●政策保有株式の縮減

資本効率性の観点から政策保有株式の縮減に取り組んでいます。2023年度末の上場会社の保有銘柄数は6社、対前年度11社減となりました。

## 環境TOPICS

### CDP「Aリスト企業（気候変動）」に5年連続で選定

気候変動に対する取り組みと情報開示に優れた企業としてCDP\*より最高評価である「Aリスト企業」に5年連続で選定されました。

\*CDP：環境への取り組みを調査・評価・開示する国際的環境NGO



## 対処すべき課題

### 2024年度経営計画

当社は、2024年5月に「利益重視経営による企業価値の更なる向上」を基本方針とする、2026年度を最終年度とする3カ年中期経営計画を発表しました。その初年度にあたる2024年度の経営計画は下記のとおりです。

2024年度は売上高1兆1,140億円、営業利益1,090億円、親会社株主に帰属する当期純利益765億円を経営目標に掲げ、各事業で以下の重点施策に取り組みます。

#### 【エネルギー】

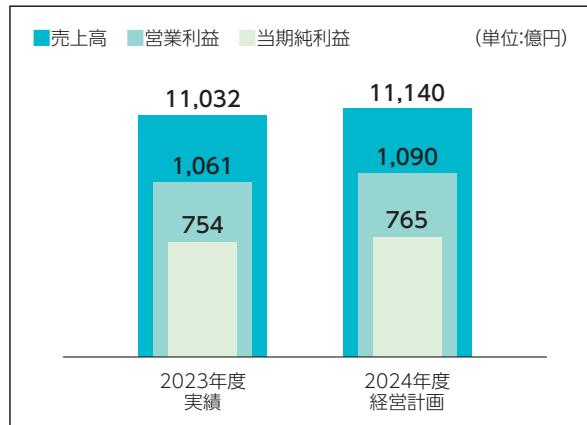
お客様の脱炭素化ニーズに対し、再生可能エネルギー、エネルギー・マネジメントシステム、蓄電システムならびに周辺の受変電設備を含めたまるごと提案を推進し受注拡大を図ります。

今後も成長が期待される国内外のデータセンター、半導体工場向けに無停電電源装置(UPS)や受変電設備などの受注拡大と競争力ある製品開発を推進します。

また、省エネ・小型化を実現する受配電・制御機器の新製品の投入を通じて器具事業の売上拡大を図ります。

#### 【インダストリー】

強いコンポーネントを創出し、その強いコン



ポーネントでシステムを強化し、事業拡大を進めます。グローバルで地産地消の生産体制を強化し、リードタイムの短縮、原価低減を通じて、インドをはじめとする海外事業の収益力を強化します。

鉄鋼などの素材分野、化学分野におけるプラント設備の更新需要に対し、省エネ商材や制御システムを組み合わせ、お客様のグリーントランジスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)に貢献する一括提案を強化します。

#### 【半導体】

電動車向けや再生可能エネルギー向けパワー半導体の需要拡大に対し、引き続き生産能力増強に注力するとともに、変動する需要に応じた

柔軟な生産対応に取り組みます。次世代材料であるSiCの採用が加速する電動車向けでは、高効率な新製品の開発・量産を通じてさらなる売上拡大を図ります。

### 【食品流通】

環境負荷の低減や人手不足への対応などの社会課題に対し、デジタル技術を活用して省エネやオペレーションの効率化を実現する高付加価値商材の提供を通じて収益力を強化します。外食や流通業など新分野への新商材の展開を図り、事業拡大を図ります。

### 企業価値向上を支える経営基盤の強化

企業価値向上を支える経営基盤の強化に向け、ESGの主要課題に対し、グローバルに活動を推進します。

### 【環境】

「環境ビジョン2050」における2030年度目標の達成に向け、再生可能エネルギーの調達・導入を進めるとともに、製品によるCO<sub>2</sub>削減貢献量の拡大を推進します。

### 【社会】

多様な人財の活躍推進ならびに働きがいの向上に取り組みます。多様な人財の獲得、女性社

員やシニア社員の更なる活躍を推進します。リスキリングの推進、柔軟な働き方の拡充に取り組みます。

### 【ガバナンス】

経営リスクが多様化するなかで、取締役会の実効性向上に取り組むとともに、コンプライアンスプログラムの拡充や企業倫理通報制度の活性化を通じたコンプライアンスの強化を図ります。さらにBCPの継続的改善によりリスク対応力の強化に取り組みます。

## 剰余金の配当

### 剰余金の配当等の決定に関する方針

事業活動を通じて得られた利益は、連結株主資本に充当し、経営基盤の維持・強化を図ったうえで、中長期的な視点に立って、研究開発、設備投資、人材育成などに向けた内部留保の確保を図るとともに、株主の皆様に還元いたします。

剰余金の配当につきましては、以上の中長期的な事業サイクルを勘案し、安定的かつ継続的に実施することとし、当期の連結業績、今後の成長に向けた研究開発・設備投資計画および経営環境等を総合的に勘案し、配当金額を決定いたします。

自己株式の取得につきましては、キャッシュ・フローの状況等に応じ、剰余金の配当を補完する機動的な利益還元策として位置付けております。

このほか、会社法第459条第1項各号に定める資本政策につきましても、連結株主資本充実の観点に基づき実施いたします。

なお、当社は会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、取締役会のほか、株主総会の決議によって定めができるものといたします。

### 当期の剰余金の配当

上記の方針に基づき、当期の剰余金の配当は、当期および次期の連結業績ならびに財務状況等を慎重に勘案し、本年5月23日開催の取締役会において、期末配当を1株当たり75円と決定させていただきました。

これに伴い、当期における1株当たりの剰余金の配当は、中間配当を含め135円となります。

## 連結業績および財産の推移

業績項目	第145期 2020年度	第146期 2021年度	第147期 2022年度	第148期 2023年度
売上高(億円)	8,759	9,102	10,094	11,032
営業損益(億円)	486	748	889	1,061
経常損益(億円)	504	793	878	1,078
親会社株主に帰属する当期純損益(億円)	419	587	613	754
1株当たり当期純損益(円)	293.52	410.68	429.50	527.57
総資産(億円)	10,520	11,171	11,816	12,712
1株当たり年間配当額(円)	85.0	100.0	115.0	135.0

## 取締役および監査役の報酬

### 取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針

#### (1) 方針の内容

当社は取締役会決議により、次のとおり取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めています。

当社の取締役・監査役の報酬等は、株主の皆様の負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準といたします。

これらの体系、水準については、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証いたします。

#### ①常勤取締役

各年度の連結業績の向上、ならびに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬等は、次のとおりの構成、運用といたします。

##### i. 定額報酬

役位に応じて、予め定められた固定額を毎月、一定の時期に支給するものといたします。

また、株主の皆様と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、役位に応じて本報酬額の一部の役員持株会への拠出を義務付けます。

##### ii. 業績連動報酬

中期経営計画における重要な目標値として設定している前年度の連結売上高営業利益率を基本とし、連結業績（売上高、営業利益、当期純利益、配当金額等）を総合的に勘案し、支給額を決定いたします。

また、株主の皆様に剩余金の配当を実施する場合に限り毎年、一定の時期に支給するものとし、その総支給額は、各年度の連結業績との連動性をより明確とするため、支給日の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内といたします。

なお、2023年度業績の連結売上高営業利益率9.6%において、報酬に占める業績連動報酬の割合は約56.5%となります。

#### ②常勤監査役

常勤監査役は、富士電機全体の職務執行の監査の職責を負うことから、その報酬等は、定額報酬として、役位に応じて予め定められた固定

額を毎月、一定の時期に支給するものといたします。

なお、常勤監査役の自社株式の取得は任意といたします。

#### ③社外取締役・社外監査役

社外取締役・社外監査役は、富士電機全体の職務執行の監督または監査の職責を負うことから、その報酬等は、定額報酬として、役位に応じて予め定められた固定額を毎月、一定の時期に支給するものといたします。

なお、社外取締役・社外監査役の自社株式の取得は任意といたします。

取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会にて代表取締役 取締役会長CEO 北澤通宏に一任することを決議しています。その権限の範囲は、指名・報酬委員会の答申に基づく取締役会での決議内容に対し、各取締役の担当業務の評価を反映させるものであり、この権限が適切に行使されるようにするために、個人評価による賞与の変動幅は一定の範囲内とすることを指名・報酬委員会にて定めており、委任される権限はその範囲内で行使されることとなります。

#### (2) 方針の決定方法

指名・報酬委員会を設置し、取締役および監査役の報酬に関する方針・基準、および、取締役および監査役の報酬等の内容について議論しています。指名・報酬委員会は委員の過半数が社外取締役により構成され、社外取締役が委員長を務めており、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、報酬に関する方針・基準および水準の妥当性を議論の上、取締役会に答申し、取締役会ではその答申内容を尊重し、決定方針を決議しています。

#### (3) 当期に係る取締役および監査役の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役および監査役の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は、その答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しています。

## 当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		定額報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	845 (50)	383 (50)	462 (-)	12 (6)
監査役 (うち社外監査役)	91 (29)	91 (29)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	937 (79)	475 (79)	462 (-)	17 (9)

(注) 1. 取締役の報酬等の額は、2007年6月26日開催の第131回定時株主総会、2013年6月25日開催の第137回定時株主総会および2022年6月28日開催の第146回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(1)取締役 (社外取締役を除く)

次の①の固定枠および②の業績連動枠の合計額

①年額4億5,000万円以内

②支給日の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内

(2)社外取締役

年額1億円以内

第131回定時株主総会終結時点の取締役の員数は、8名 (うち、社外取締役は2名)、第137回定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名 (うち、社外取締役は3名)、第146回定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名 (うち、社外取締役は4名) です。

2. 監査役の報酬等の額は、2007年6月26日開催の第131回定時株主総会において年額1億2,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

3. 取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会の一任決議に基づき代表取締役 取締役会長CEO 北澤通宏がその具体的な内容を決定しています。その権限の範囲は、指名・報酬委員会の答申に基づく取締役会での決議内容に対し、各取締役の担当業務の評価を反映させるものであり、権限を代表取締役に委任した理由は、経営環境や当社業績、および各取締役の担当業務の成果について総合的に評価を行うのは代表取締役が最も適していると判断しているからとなります。この権限が適切に行使されるようするために、個人評価による業績連動報酬の変動幅は一定の範囲内とすることを指名・報酬委員会にて定めており、委任される権限はその範囲内で行使されることとなります。

4. 上記の「取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針」に記載のとおり、常勤取締役については、定額報酬の一部について、役員持株会への拠出による自社株式の取得を義務付けておりますが、当該義務および任意による役員持株会への拠出額、および自社株式の取得持分は次のとおりです。

	役員持株会への拠出額 (百万円)	取得株式持分 (百株)
取締役	31	48
監査役	6	9

(注) 本事業報告における「常勤取締役」の表現は、会社法第2条第15号に規定する業務執行取締役を指します。

## 当社の状況

### 株式の状況 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 320,000,000株  
 2. 発行済株式の総数 149,296,991株  
 3. 株主数 40,930名 (前期末比1,592名減)  
 4. 所有者別株式分布状況

区分	株主数(名)	株式数(株)	出資比率(%)
金融機関・証券会社	129	60,896,310	40.79
その他国内法人	435	8,490,658	5.69
外国人法人等	888	59,796,629	40.05
個人・その他	39,478	20,113,394	13.47
合計	40,930	149,296,991	100.00

(注)「個人・その他」には、自己株式を含んでおります。

### 5. 上位10名の株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,108	17.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	17,024	11.92
朝日生命保険相互会社	3,955	2.77
全国共済農業協同組合連合会	3,059	2.14
MSIP CLIENT SECURITIES	2,691	1.88
ファナック株式会社	2,684	1.88
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,409	1.69
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,226	1.56
古河機械金属株式会社	2,205	1.54
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	2,138	1.50

(注) 1. 当社は自己株式 6,466,915株を所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

2. 持株比率は、会社法施行規則の規定に基づき、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。

### 新株予約権等の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はございません。

## 会社役員の状況

### 1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	
北澤通宏	代表取締役 取締役会長CEO (最高経営責任者)	指名・報酬委員会委員
近藤史郎	代表取締役 取締役社長COO (最高執行責任者)	執行役員社長 指名・報酬委員会委員
丹波俊人	社外取締役	指名・報酬委員会委員長
富永由加里	社外取締役	指名・報酬委員会委員
立藤幸博	社外取締役	指名・報酬委員会委員
野城智也	社外取締役	指名・報酬委員会委員
安部道雄	取締役	執行役員専務 生産・調達担当 発電プラント事業担当
荒井順一	取締役	執行役員専務 経営企画本部長 輸出管理室長 コンプライアンス担当
宝泉徹	取締役	執行役員専務 半導体事業本部長
鉄谷裕司	取締役	執行役員常務 インダストリー事業本部長
奥野嘉夫	常勤監査役	
松本淳一	常勤監査役	
平松哲郎	社外監査役	
高岡洋彦	社外監査役	
勝田裕子	社外監査役	

- (注) 1. 取締役の事業年度に関する経営責任の明確化、および環境変化に迅速に対応できる経営体制とするために、取締役の任期は1年としております。
2. 取締役および監査役の指名・報酬等に関する手続の公正性、透明性および客觀性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。
- 指名・報酬委員会は、委員の過半数が社外取締役により構成され、社外取締役が委員長を務めることとしております。
3. 社外取締役については、経営監査機能の強化および業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保の役割を期待しております。富士電機の経営に対する理解、ならびに多面的な経営判断に必要な見識・経験を備えた人物として、上場会社の経営経験者の丹波俊人氏、立藤幸博氏、企業経営に係る豊富な経験を有する富永由加里氏および富士電機の事業に関連の深い学術領域の専門家の野城智也氏の4名を株主総会にて選任いただいております。
- 丹波俊人、富永由加里、立藤幸博および野城智也の4氏につきましては、金融商品取引所の有価証券上場規程等に定める独立役員として届け出しております。
4. 社外監査役については、経営監査機能の強化の役割のほか、取締役会等において経営全般について助言・提言いただくことにより、社外取締役とともに業務執行に係る意思決定の妥当性・適法性確保に資することを期待しております。監査に必要な専門知識・経験を備えた人物として、金融機関の経営経験者の平松哲郎氏、上場会社の常任監査役経験者の高岡洋彦氏および弁護士の勝田裕子氏の3名を、監査役会の同意を得たうえで株主総会にて選任いただいております。
- 平松哲郎、高岡洋彦および勝田裕子の3氏につきましては、金融商品取引所の有価証券上場規程等に定める独立役員として届け出しております。
5. 各監査役が有する財務および会計その他に関する知見は次のとおりです。
- ・常勤監査役 奥野嘉夫氏は、当社代表取締役および執行役員副社長をはじめ、長年にわたり富士電機において海外プラ

ントを中心とした営業部門等の責任者等を歴任しており、営業をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役 松本淳一氏は、当社取締役をはじめ、長年にわたり富士電機において財務および会計部門の責任者を務めており、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
  - ・社外監査役 平松哲郎氏は、金融機関の経営経験者として、財務および会計をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
  - ・社外監査役 高岡洋彦氏は、企業経営者、上場会社の常任監査役等を歴任され、監査をはじめ企業経営全般に関し、相当程度の知見を有しております。
  - ・社外監査役 勝田裕子氏は、弁護士として企業法務等の案件に多数関与しており、企業法務全般に関し、相当程度の知見を有しております。
6. 本年4月1日付で、次のとおり取締役の地位および担当を変更しました。
- 安部 道雄 取締役

## 2. 取締役および監査役の重要な兼職の状況

### (1) 取締役

氏名	重要な兼職の状況
丹波俊人	東京センチュリー(株) 特別参与
富永由加里	森永乳業(株) 社外取締役 (株)ヤシマキザイ 社外取締役 [2023年6月29日退任] SBテクノロジー(株) 社外取締役
立藤幸博	三菱製紙(株) 相談役 [2023年12月31日退任]
野城智也	高知工科大学 教授 [2023年12月31日退任] 東京都市大学 特任教授 [2023年12月31日退任] 同大学 学長 [2024年1月1日就任]
鉄谷裕司	上海電気富士電機電気技術(無錫)社 董事長

- (注) 1. [ ] 内は、当期において新たな兼職に就いた日付または兼職を退いた日付であります。  
 2. 鉄谷裕司氏は、2024年4月1日付で上海電気富士電機電気技術(無錫)社 董事長を退任しました。  
 3. 会社法施行規則第124条に基づき、当社と社外取締役の兼職先との関係について記載すべき事項はありません。

### (2) 監査役

氏名	重要な兼職の状況
平松哲郎	中央日本土地建物(株) 代表取締役会長 [2023年6月26日退任] 同社 特別顧問 [2023年6月26日就任] 中央日本土地建物グループ(株) 代表取締役会長 [2023年6月26日退任]
勝田裕子	弁護士 (ITN法律事務所 パートナー)

- (注) 1. [ ] 内は、当期において新たな兼職に就いた日付または兼職を退いた日付であります。  
 2. 会社法施行規則第124条に基づき、当社と社外監査役の兼職先との関係について記載すべき事項はありません。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社役員としての業務に伴う行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険により補填する

こととしております。被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 4. 社外役員の状況

### (1) 主な活動状況

#### ①社外取締役の主要な活動状況

氏名	取締役会出席状況 (出席回数／開催回数)	発言の状況、および 社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
丹波俊人	13回／13回	<p>上場会社の経営経験者としての豊富な経験と高い見識を有しております、当該視点から経営監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、取締役会において当該視点から次の事項をはじめ、経営全般にわたり適宜必要な意見を述べていただくなど、富士電機の経営監督機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、適切な役割を果たしていただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市場環境の変化を踏まえた事業計画の策定</li><li>・IR活動のあり方</li></ul> <p>また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
富永由加里	13回／13回	<p>企業経営に係る豊富な経験と高い見識を有しております、当該視点から経営監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、取締役会において当該視点から次の事項をはじめ、経営全般にわたり適宜必要な意見を述べていただくなど、富士電機の経営監督機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、適切な役割を果たしていただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・多様な人材の活躍推進のあり方</li><li>・ITソリューション事業の拡大に向けた取り組み</li></ul> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
立藤幸博	10回／10回	<p>上場会社の経営経験者としての豊富な経験と高い見識を有しております、当該視点から経営監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、取締役会において当該視点から次の事項をはじめ、経営全般にわたり適宜必要な意見を述べていただくなど、富士電機の経営監督機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、適切な役割を果たしていただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・在庫適正化の取り組み</li><li>・プラント案件におけるリスク管理の強化</li></ul> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

氏名	取締役会出席状況 (出席回数／開催回数)	発言の状況、および 社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
野城智也	10回／10回	<p>サステナブル建築、イノベーションのマネジメントの専門的見地と高い見識を有しており、当該視点から経営監督機能を果たしていくことを期待しておりましたが、取締役会において当該視点から次の事項をはじめ、経営全般にわたり適宜必要な意見を述べていただくなど、富士電機の経営監督機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、適切な役割を果たしていただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素社会の実現に向けた取り組み</li> <li>・プラント案件におけるリスク管理の強化</li> </ul> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

(注) 立藤幸博氏および野城智也氏は、2023年6月27日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって新たに取締役に就任したため、上記の取締役会出席状況は、当該就任以降に開催された取締役会を対象としております。

## ②社外監査役の主な活動状況

氏名	取締役会出席状況 監査役会出席状況 (出席回数／開催回数)	発言の状況
平松哲郎	12回／13回 8回／9回	金融機関の経営経験者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において議案の内容や富士電機の事業活動の状況を確認し適宜必要な意見を述べました。また、監査役会において、事業活動全般に関し適法性確保の観点から適宜確認を行うとともに意見を述べました。
高岡洋彦	13回／13回 9回／9回	上場会社の常任監査役等の経験者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において議案の内容や富士電機の事業活動の状況を確認し適宜必要な意見を述べました。また、監査役会において、事業活動全般に関し適法性確保の観点から適宜確認を行うとともに意見を述べました。
勝田裕子	12回／13回 8回／9回	弁護士としての専門知識に基づき、取締役会において議案の内容や富士電機の事業活動の状況を確認し適宜必要な意見を述べました。また、監査役会において、事業活動全般に関し適法性確保の観点から適宜確認を行うとともに意見を述べました。

## (2) 責任限定契約の締結内容の概要

当社は、法令および定款に基づき、各社外役員との間に、当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担す

る旨の契約を締結しております。

当該契約においては、契約締結後も、社外役員としての善管注意義務を尽くし、誠実にその職務を遂行する旨の条項を定め、社外役員の職務の適正性の確保を図っております。

## 会計監査人の状況

1. 名 称 EY新日本有限責任監査法人

### 2. 報酬等の額

区 分	支払額 (百万円)
①会計監査人としての報酬等の額	184
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	345

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、かつ改善の見込みがないと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

このほか、会計監査人としての職務を適切に

遂行することができないと認められる場合は、監査役会が株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 企業集団の状況

### 企業集団の概況 (2024年3月31日現在)

#### エネルギー

富士電機機器制御(株)	富士電機テクニカ(株)	(株)秩父富士
富士電機大連社	常熟富士電機社	富士電機マニュファクチャリング(タイランド)社
富士タスコ社	Fuji SMBE Pte. Ltd.他15社	Reliable Turbine Services LLC

#### インダストリー

富士電機メーター(株)	富士アイティ(株)	発紘電機(株)
富士電機FAサービス(株)	富士電機ITソリューション(株)	フランス富士電機社
Fuji CAC Joint Stock Company	富士電機(珠海)社	富士電機馬達(大連)社
無錫富士電機社	上海電気富士電機電気技術(無錫)社	Fuji SEMEC Inc.
Fuji SEMEC Corp.	Fuji Gemco Private Limited	富士電機インド社
富士古河E&C(株)	富士ファーマナイト(株)※	富士古河E&C(タイ)社※

#### 半導体

富士電機パワーセミコンダクタ(株)	富士電機津軽セミコンダクタ(株)	富士電機(香港)社
富士電機(深圳)社	フィリピン富士電機社	マレーシア富士電機社

#### 食品流通

宝永プラスチックス(株)	(株)三重富士	富士電機リテイルサービス(株)
大連富士冰山自動販売機社	大連富士冰山自動販売機販売社	富士電機(杭州)軟件社

#### その他

富士電機フィアス(株)	富士電機ITセンター(株)	富士オフィス&ライフサービス(株)
メタウォーター(株)※	メタウォーターサービス(株)※	

- (注) 1. 当期における連結子会社は、上記に記載した会社を含め68社、持分法適用会社は4社であります。  
 2. ※を付しました会社は、持分法適用会社であります。

## 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会 社 名	富士電機機器制御株式会社		
当社の出資比率	63.2%		
主要な事業内容	制御機器、受配電機器の開発・製造・販売		
売 上 高	470億円	純 資 産	419億円
営 業 損 益	32億円	資 本 金	76億円
当 期 純 損 益	41億円	従 業 員 数	814名

会 社 名	富士古河E&C株式会社		
当社の出資比率	46.1%		
主要な事業内容	プラント設備、空調設備、電気工事、土木工事、太陽光設備、送電工事、情報通信工事の設計・施工		
売 上 高	899億円	純 資 産	375億円
営 業 損 益	72億円	資 本 金	20億円
当 期 純 損 益	53億円	従 業 員 数	1,171名

会 社 名	富士電機ITソリューション株式会社		
当社の出資比率	91.1%		
主要な事業内容	コンピュータ・通信機器の販売、情報処理システムの開発ならびにトータルソリューション		
売 上 高	824億円	純 資 産	155億円
営 業 損 益	46億円	資 本 金	10億円
当 期 純 損 益	31億円	従 業 員 数	670名

## 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

## 重要な企業再編の状況

該当事項はございません。

## 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

### 1. エネルギー

#### 国内拠点

##### 生産拠点

川崎市、市原市、神戸市、茨城県阿見町、鴻巣市、大田原市

#### 海外拠点

富士電機大連社〔中国〕、常熟富士電機社〔中国〕、富士電機マニュファクチャリング〔タイランド〕社、富士タスコ社〔タイ〕、Fuji SMEC Pte. Ltd.〔シンガポール〕、Reliable Turbine Services LLC〔米国〕

### 2. インダストリー

#### 国内拠点

##### 生産拠点

日野市、鈴鹿市

#### 海外拠点

フランス富士電機社、Fuji CAC Joint Stock Company〔ベトナム〕、富士電機〔珠海〕社〔中国〕、富士電機馬達〔大連〕社〔中国〕、無錫富士電機社〔中国〕、上海電気富士電機電気技術〔無錫〕社〔中国〕、Fuji SEMEC Inc.〔カナダ〕、Fuji SEMEC Corp.〔米国〕、Fuji Gemco Private Limited〔インド〕、富士電機インド社、富士古河E&C〔タイ〕社

### 3. 半導体

#### 国内拠点

##### 生産拠点

松本市、南アルプス市、五所川原市

#### 海外拠点

富士電機〔香港〕社〔中国〕、富士電機〔深圳〕社〔中国〕、フィリピン富士電機社、マレーシア富士電機社

### 4. 食品流通

#### 国内拠点

##### 生産拠点

四日市市

#### 海外拠点

大連富士冰山自動販売機社〔中国〕、大連富士冰山自動販売機販売社〔中国〕、富士電機〔杭州〕軟件社〔中国〕

### 5. その他・共通

#### 国内拠点

##### 販売拠点

東京都品川区、千葉市、さいたま市、札幌市、仙台市、富山市、金沢市、名古屋市、知立市、大阪市、神戸市、福岡市、広島市、高松市、那覇市

#### 海外拠点

富士電機アメリカ社、富士電機ヨーロッパ社〔ドイツ〕、富士電機アジアパシフィック社〔シンガポール〕、FUJI ELECTRIC (THAILAND) 社、富士電機インドネシア社、富士電機ベトナム社、富士電機〔中国〕社、台湾富士電機社、富士電機コリア社、宝永香港社〔中国〕

## 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

部 門	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
工 ネ ル ギ 一	7,871	239
イ ン ダ ス ト リ 一	9,892	76
半 導 体	6,032	118
食 品 流 通	1,891	△10
そ の 他	1,639	△221
合 計	27,325	202

(注) 当社の期末従業員数は、10,711名 (前期末比153名増) であります。

## 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (億円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	149
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	107
株 式 会 社 り そ な 銀 行	100
農 林 中 央 金 庫	50

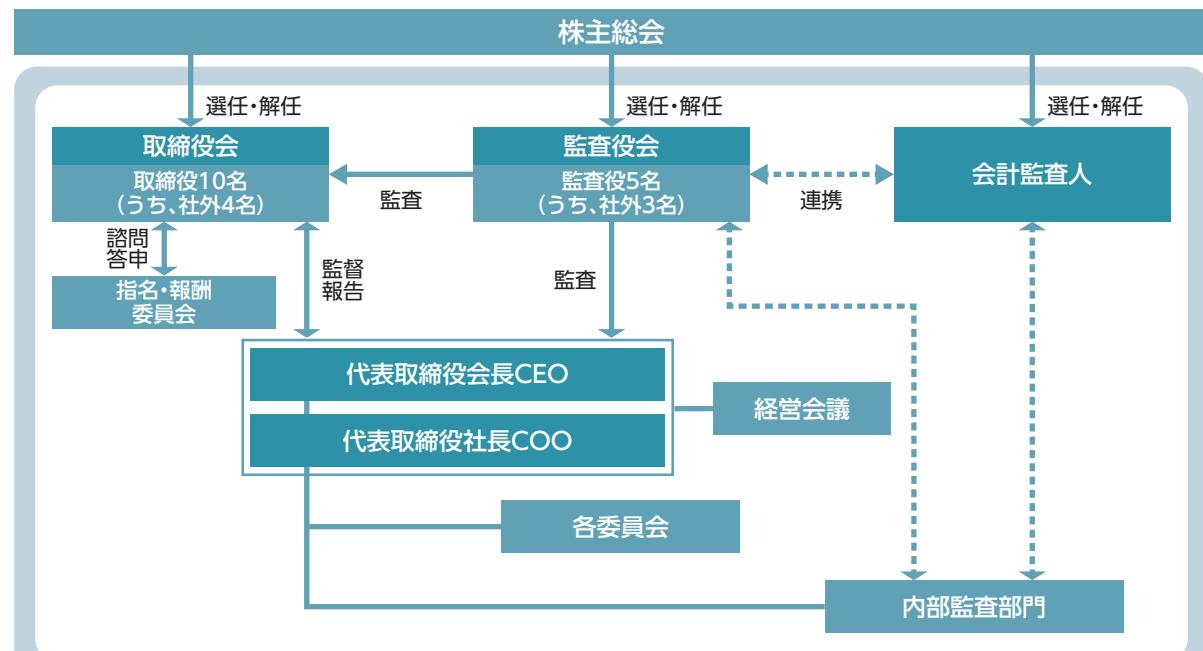
## 【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス体制と内部統制システムについて

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、経営監督や重要な意思決定の機能を担う「取締役会」、経営監査の機能を担う「監査役会」を設置しています。監査役設置会社として、監査役会が取締役・執行役員を適切に監査し、客觀性および中立性を確保しています。

独立役員の要件を満たす社外役員を積極的に招聘し、経営監督、経営監査機能の強化を図るとともに、取締役会の諮問機関として社外役員を過半数とする指名・報酬委員会を設置しています。

また、経営と執行の役割を明確化するため、執行役員制度を導入し、各事業の責任の明確化および業務執行の効率化を図っています。代表取締役会長CEOおよび代表取締役社長COOの諮問機関として経営に関する重要事項の審議、報告を行う「経営会議」、事業戦略上の重要課題や法対応等の対外的重要な課題の企画・推進を担う各委員会を設置し、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。

なお、当社の内部統制システムの詳細につきましては、次ページ以降に記載の通りであります。



## 内部統制システムを構成する主な規程・会議体等

- 經營理念
  - 企業行動基準
  - 職務權限規程
  - 遵法推進委員會

- コンプライアンス規程
  - コンプライアンス・プログラム
  - 企業倫理通報制度
  - リスク管理規程

- 内部者取引管理規程
  - 緊急時対応要領
  - 監査連絡会 など

(2024年3月31日時点)

## 内部統制システム整備に関する基本方針および当該内部統制システムの運用状況

### 1. 内部統制システム整備に関する基本方針

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、取締役会において同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項各号および第3項各号に定める体制（内部統制システム）の整備について、次のとおり決議しております。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社および子会社の社員に対し、当社の経営理念、および全役職員の行動規範である企業行動基準の精神を繰り返し説き、その徹底を図ります。

② 業務執行の透明性、健全性の確保を図るため、社内規程に基づき、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進します。

－当社の代表取締役が委員長を務める遵法推進委員会にて、当社および子会社を取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底を図ります。

－規制法令毎に社内ルール、監視、監査、教育の各側面において役割、責任を明確にしたコンプライアンスプログラムを制定し、年間計画に基づき実施します。

－当社および子会社の全常勤役員に対し、コンプライアンス研修を実施します。

－通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、当社および子会社の使用人から当社の社長COOおよび社外弁護士への通報を容易にする内部者通報制度を設置し、法令、定款、社内ルールに違反する

行為の未然防止および早期発見を図ります。

－上記のコンプライアンス体制により、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図ります。

③ 社長COO直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含めた内部監査を実施します。また、内部監査の実効性を確保するため、当社および子会社の内部監査部門から構成される会議体において、各自の活動内容の共有化等を図ります。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な業務執行に係る記録等を確実に保存、管理し、取締役および監査役が当該記録等の内容を知り得ることを保証するため社内規程を制定します。当該規程において、当該記録等の保存および保管に係る責任者、取締役および監査役に対する閲覧等の措置等を定めます。また、当該規程の制定、改廃においては監査役と事前に協議することとします。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社および子会社の事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため社内規程を制定し、当該規程に基づき適切なリスク管理体制を整備するとともに、横断的な特定のリスクについては、リスク毎に担当部署を定め、リスク管理体制を整備します。

② 大規模災害等の危機発生時の被害極小化を図るため、緊急時対応のマニュアルを制定します。当該マニュアルにおいて、危機

管理担当役員、緊急事態発生時の会議体制および対策本部の設置等を定めます。

- ③ 内部監査部門は、当社および子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を社長COOに報告します。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を採用し、経営と執行の分離、および意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会決議により各執行役員の業務分担を明確にします。

また、会長CEO、社長COO、執行役員および使用人の職務と権限を定めた社内規程を制定し、業務執行に係る意思決定に関する権限と責任の所在を明確にします。

- ② 会長CEOおよび社長COOの諮問機関として、会長CEO、社長COOおよび執行役員等から構成される常設機関の経営会議を設置し、経営に関する重要事項の審議、報告を行います。当社の代表取締役は、必要に応じ経営会議における審議または報告の概要を、当社の取締役会に報告することとします。

- ③ 各年度および中期の当社および子会社の経営計画を策定し、共有化を図るとともに、毎月、経営会議および当社の取締役会にて事業部門毎に進捗状況を確認し、評価、見直しを行います。

#### (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、社内規程を制定し、当該規程に基づき、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告

に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役会に報告します。

#### (6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社および子会社の業務執行に関する権限および責任を定めた社内規程を制定し、当該規程に基づき、組織的かつ能率的な運営を図ります。

また、子会社に対し、当該規程を遵守させ、子会社の業務執行に係る重要事項について、当社への報告または当社の承認を得ることを求めます。

- ② 当社および子会社から成る企業集団全体の企業価値の最大化に向けて、上記の各項目につき、業務の適正を確保するための体制の整備を図ります。

また、子会社に対し会社法に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の決定を求め、それらの実効性の確保を図ります。

#### (7) 監査役の職務を補助すべき使用者およびその使用者の取締役からの独立性ならびに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用者として専任者を定め、当該使用者の人事上の取扱いについては、監査役の意見を尊重し、その同意を必要とします。

- ② 監査役は、その職務執行において必要に応じて上記①の専任者以外の使用者に補助を求めることができ、当該使用者は当該補助業務を取締役の指揮命令から独立し、また、他の業務に優先して行うこととします。

---

**(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項**

監査役が、その職務執行において十分な情報を収集し得るため社内規程を制定し、当該規程において、当社および子会社から成る企業集団における業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、当社および子会社の役職員から監査役に対する定期報告および重要書類の回付等、当社および子会社の役職員の職務の執行に係る情報収集を可能とする具体的手段を定めます。

**(9) 上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、上記(8)の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとします。

**(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行うものとします。

**(11) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社および会社法上の大会社である子会社の監査役から構成される会議体ならびに監査

役、内部監査部門および会計監査人から構成される会議体において、各監査機能の連携強化を図り、当社および子会社から成る企業集団全体の監査の実効性の確保を図ります。

**2. 内部統制システムの運用状況の概要**

当期の当社における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

**(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

コンプライアンス体制に関しては、代表取締役が委員長を務める遵法推進委員会を年2回開催し、内部者通報制度の運用状況およびコンプライアンスプログラムの実施状況と実施計画を審議し、当社および子会社の経営に重大な影響を与えるコンプライアンス違反のないことを確認しています。

また、年1回、取締役会において、上記遵法推進委員会で審議した内容の年度実績・計画を報告しています。

内部監査に関しては、内部監査計画に基づき、「事業活動に関わる法令等の遵守」「財務報告の信頼性」「資産の保全」「業務の有効性および効率性」の視点から、組織運営監査、リスク管理監査、コンプライアンス管理監査、業務執行監査、会計監査を当社および子会社から成る企業集団全体について実施しています。

**(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役会議事録および関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関係法令および関連する社内規程に従って適切に保存および管理しています。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

リスク管理規程に基づき、リスクを組織的、体系的に管理しており、当社および子会社の経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクに対し、遺漏なく適切に管理・対処していくとともに、リスクの顕在化（危機的事態の発生）を未然に防止し、あるいは損失を低減することにより、当社および子会社の企業価値の最大化とリスクが顕在化した際の経営への影響の最小化を図っています。

また、大規模な事故・災害等の発生に備えて、事業継続計画（BCP）を策定しており、地震等を想定した訓練を実施し、BCPの周知、徹底および実効性の向上を図っています。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制**

取締役会で審議される事項については、取締役会に先立ち、会長CEO、社長COOおよび執行役員等から構成される経営会議において審議・報告されています。当期は計24回開催され、会長CEO、社長COO、執行役員および使用者の職務と権限を定めた社内規程に基づき、当社および子会社の経営計画ならびに経営に関する重要事項が適切に審議・報告されています。

#### **(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告に係る内部統制評価について、一般に公正妥当と認められる評価基準に準拠し必要な評価範囲を選定した上で、当社および子会社から成る企業集団の財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、年1回、取締役会に報告しています。

#### **(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社および子会社の業務執行に関する権限

および責任を定めた社内規程に基づき、組織的かつ能率的な運営がなされており、子会社の業務執行に係る重要事項について、適切に当社への報告がなされており、必要に応じて当社経営会議または取締役会で審議、報告がなされています。

#### **(7) 監査役の職務を補助すべき使用者およびその使用者の取締役からの独立性ならびに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき使用者として専任者を定め、当該使用者の人事上の取扱いについては、監査役の意見を尊重し、その同意を必要としています。
- ② 監査役の求めに応じて補助業務を行う使用者は、当該補助業務を取締役の指揮命令から独立し、また、他の業務に優先して行っています。

#### **(8) 取締役および使用者が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および使用者またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する事項**

各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所における業務および財産の状況等を調査し、必要に応じて子会社からの事業の報告を求めるなどにより監査を実施しております。

#### **(9) 上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役への報告者に対する不利な取扱いの禁止を周知しています。

#### (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の職務の執行について生じた費用は、速やかに処理しています。

#### (11) その他の監査役の監査が実効的に行われる

### 会社の支配に関する基本方針

#### 1. 基本方針の内容

富士電機は、基本理念を実践し、企業価値の持続的向上を図る過程で、独自の技術、経験およびノウハウ等を積み重ねるとともに、顧客、取引先、地域社会、従業員等さまざまなステークホルダーとの間の良好な関係の維持、発展に努めてまいりました。

これらは、富士電機の有形・無形の貴重な財産であり、いわば“富士電機のDNA”とも呼ぶべき、富士電機の企業価値の創造を支える源泉であります。

富士電機は、その経営理念に基づき、環境の変化に適合した経営を実践し、中長期的な視野で企業価値と株主の皆様の共同利益を一層向上させていくことが、富士電機の企業価値を損なう当社株式の買付行為に対する最も有効な対抗手段であると認識しており、その実現に努めてまいります。

また、当社の株式価値を適正にご理解いただくようIR活動に積極的に取り組むとともに、株主の皆様には四半期毎の業績等に関する報

#### ことを確保するための体制

当社監査役会は、当期は計9回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。

また、当社および会社法上の大会社である子会社の監査役から構成される会議体ならびに監査役、内部監査部門および会計監査人から構成される会議体において、各監査機能の連携を図り、当社および子会社から成る企業集団全体の監査の実効性の確保を図っております。

告書の発行、工場見学会の開催等により、富士電機に対するご理解をより一層深めていただくよう努めてまいります。

当社取締役会は、上場会社として株主の皆様の自由な売買を認める以上、特定の者による当社株式の大規模買付行為がなされる場合、これに応ずるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきと考えます。

しかしながら、一般にも高値での売り抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、当社取締役会は、このような富士電機の企業価値・株主の皆様の共同利益を損なう当社株式の大規模買付行為や提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えております。

現時点において、当社株式の大規模買付に係る具体的な脅威が生じている訳でなく、また当社としても、そのような買付者が現れた場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかし、当社取締役会は、株主の皆様から経営の負託を受けた経営者の責務として、富士電機の企業価値・株主の皆様の共同利益を損なうおそれがある株式の大規模買付行為がなされた場合に適切な措置を執り得る社内体制を整備いたします。

## 2. 基本方針を実現するための当社の取り組み

### (1) 企業価値向上の取り組み

富士電機は、持続的成長に向けた基本戦略として、世界各国で見込まれるエネルギー・環境投資を背景として、長年培ってきた電気を自在に操る「パワーエレクトロニクス技術」をベースとし、グローバル市場で成長を成し遂げることを目指しております。

その実現に向け、迅速に経営リソースを「エネルギー・環境」事業にシフトし、「事業を通じてグローバル社会に貢献する企業」として企業価値の最大化と社会・環境課題の解決に貢献していきます。

### (2) 基本方針に照らし不適切な者による当社の支配を防止するための取り組み

当社は、上記1. の基本方針に基づき、富士電機の企業価値・株主の皆様の共同利益を損なう、またはそのおそれのある当社株式の買付行為に備え、社内体制の整備に努めております。具体的には、日常より当社株式の取引や株主

の異動状況を常に注視するとともに、平時より有事対応の初動マニュアルを整備し、外部専門家との連携体制等を整えておりますが、今後とも迅速かつ適切に具体的対抗措置を決定、実行し得る社内体制の充実に努めてまいります。

また、いわゆる「買収防衛策」の導入につきましても、法制度や関係当局の判断・見解、社会動向やステークホルダーの意見等を踏まえ、企業価値、株主の皆様の共同利益の確保、向上の観点から、引き続き検討してまいります。

## 3. 上記の取り組みに対する取締役会の判断および判断理由

当社取締役会は、上記2. (1)の取り組みが当社の企業価値を中期的に維持・拡大させるものであり、また、同2. (2)の取り組みが富士電機の企業価値・株主の皆様の共同利益を毀損するような当社株式の大規模買付行為に対応するための社内体制を整備するものであることから、そのいずれの取り組みも、上記1. の基本方針に即したものであり、株主の皆様の共同利益を損なうものではなく、現経営陣の地位の維持を目的とするものでもない旨を確認し決議しました。

また、監査役についても上記2. の取り組みについてその具体的運用が適切に行われる条件として、全員が同意しております。

- (注) 1. 事業報告の記載金額は、単位未満四捨五入により表示しております。  
 2. 事業報告の記載株式数は、単位未満切り捨てにより表示しております。  
 3. 事業報告における「富士電機」の表現は、当社ならびに子会社および関連会社から成る企業集団を指します。  
 4. 事業報告に記載されている将来の経営目標等に関する記載は、事業報告作成時点において当社が合理的と判断した一定の前提に基づいたものであります。これらの記載は、実際の結果とは実質的に異なる可能性があり、当社はこれらの記載のうち、いかなる内容についても、確実性を保証するものではありません。

# 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>763,072</b>	<b>流動負債</b>	<b>475,342</b>
現金および預金	66,186	支払手形および買掛金	207,408
受取手形	77,134	短期借入金	40,259
売掛金	257,372	コマーシャルペーパー	36,000
契約資産	95,622	リース債務	20,283
商品および製品	77,539	未払費用	55,859
仕掛品	51,772	未払法人税等	19,676
原材料および貯蔵品	96,823	契約負債	55,007
その他	50,958	製品保証引当金	2,724
貸倒引当金	△10,337	その他	38,122
<b>固定資産</b>	<b>508,064</b>	<b>固定負債</b>	<b>134,359</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>311,456</b>	社債	20,000
建物および構築物	103,829	長期借入金	15,100
機械装置および運搬具	73,555	リース債務	28,711
工具、器具および備品	11,696	繰延税金負債	840
土地	35,870	役員退職慰労引当金	79
リース資産	41,552	退職給付に係る負債	63,803
建設仮勘定	42,504	その他	5,824
その他	2,446		
<b>無形固定資産</b>	<b>25,462</b>	<b>負債合計</b>	<b>609,701</b>
ソフトウェア	10,024		
その他	15,437		
<b>投資その他の資産</b>	<b>171,145</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	118,427	<b>株主資本</b>	<b>509,278</b>
長期貸付金	4,521	資本金	47,586
繰延税金資産	11,478	資本剰余金	45,954
退職給付に係る資産	25,401	利益剰余金	423,135
その他	13,745	自己株式	△7,397
貸倒引当金	△2,429		
<b>繰延資産</b>	<b>37</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>93,237</b>
社債発行費	37	その他有価証券評価差額金	54,717
		繰延ヘッジ損益	△35
		為替換算調整勘定	37,772
		退職給付に係る調整累計額	782
<b>資産合計</b>	<b>1,271,174</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>58,956</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>661,472</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,271,174</b>

# 連結損益計算書 (自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		1,103,214
売上原価		799,925
売上総利益		303,289
販売費および一般管理費		197,222
営業利益		106,066
<b>営業外収益</b>		
受取利息および配当金	3,346	
雑収入	4,557	7,903
<b>営業外費用</b>		
支払利息	2,101	
雑支出	4,046	6,147
<b>経常利益</b>		107,822
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	966	
投資有価証券売却益	7,587	8,554
<b>特別損失</b>		
固定資産処分損	1,441	
投資有価証券評価損	171	
投資有価証券売却損	732	2,344
<b>税金等調整前当期純利益</b>		114,032
法人税、住民税および事業税	32,118	
法人税等調整額	△156	31,961
<b>当期純利益</b>		82,070
非支配株主に帰属する当期純利益		6,717
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		75,353

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月 1日)  
(至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	47,586	45,953	364,922	△7,370	451,091
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△17,139		△17,139
親会社株主に帰属する当期純利益			75,353		75,353
自己株式の取得				△26	△26
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	58,213	△26	58,186
当期末残高	47,586	45,954	423,135	△7,397	509,278

	その他の包括利益累計額					非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	45,550	241	22,222	△2,013	66,000	54,976	572,068
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					－		△17,139
親会社株主に帰属する当期純利益					－		75,353
自己株式の取得					－		△26
自己株式の処分					－		0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	9,167	△277	15,550	2,796	27,236	3,979	31,216
連結会計年度中の変動額合計	9,167	△277	15,550	2,796	27,236	3,979	89,403
当期末残高	54,717	△35	37,772	782	93,237	58,956	661,472

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数

68社 (主要会社名 富士電機機器制御株)

富士フェステック株を富士電機 F A サービス株に吸収合併しました。  
会社清算に伴い、Fuji Bridex Australia Pty. Ltd.を除外しました。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

富士グリーンパワー株

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響をおよぼしておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社数および関連会社数

持分法適用の非連結子会社数

2社 (富士ファーマナイト株、富士古河E&C (タイ) 社)

持分法適用の関連会社数

2社 (メタウォーター株、メタウォーターサービス株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社 (株富士交易等) の当期純損益および利益剰余金等は、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法によってあります。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

一部の連結子会社の決算日は12月末または1月末であります。当該会社については、連結計算書類の作成にあたって、原則として、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

##### ②棚卸資産

イ) 製品および仕掛品

主として個別法または総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) により評価しております。

ただし、一部の連結子会社の製品については最終仕入原価法により評価しております。

口) 原材料および貯蔵品

最終仕入原価法により評価しております。

③デリバティブ

時価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

②リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社は内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

③製品保証引当金

製品の品質に関する保証費用の支出に備えるため、過去の発生実績および特定案件の発生見込に基づき、今後必要と見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社および連結子会社では、製品の開発、生産、販売、サービスなどにわたる幅広い事業活動を行っております。当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

---

#### ①標準品等の製品の販売

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。(出荷基準の適用) なお、出荷基準を適用しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

#### ②個別受注生産による製品の販売および工事契約による請負、役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法(履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法)を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。なお、顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額(請求する権利)が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は連結会計年度末に適切な見直しを行っております。

#### (6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

#### (7) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

#### (8) のれんの償却方法および償却期間

5年間または10年間の均等償却を行っております。

#### (9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

当社および一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

### 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記

#### (有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社および国内連結子会社は、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社グループは2020年3月期より、2024年3月期を最終年度とする中期経営計画「令和 Prosperity2023」のもと、当社グループの成長を牽引するパワエレ事業、半導体事業の強化に向け、両事業に経営資源を傾注してまいりました。また、国内の生産拠点において、プラットフォームの共通化施策、内製化施策等の生産体制の強化・最適化を推し進めております。

このような環境の中で、電動車向けパワー半導体の需要拡大に対応するための大規模な設備投資の実行を契機として国内の有形固定資産の使用実態を再検討いたしました。その結果、当連結会計年度以降は堅調な需要を背景に生産量が安定し、国内の有形固定資産のより安定的な稼働が見込まれております。このことから、耐用年数にわたり平均的に費用配分する定額法が、有形固定資産の使用実態をより適切に反映できると判断いたしました。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ4,874百万円増加しております。

## 重要な会計上の見積りに関する注記

### 1. 履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高	120,042百万円
契約資産残高	75,387百万円

(注) 上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した個別受注生産による製品の販売および工事契約による請負、役務の提供（以下、工事契約等）のうち、当連結会計年度末時点で未完成・未引渡し・未完了の工事契約等を対象として記載しております。（履行義務のすべてを充足した案件は含めておりません。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合に、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識した案件は含めておりません。）

#### (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ①算出方法

当社グループは、工事契約等については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。

履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

##### ②主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、工事契約等に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、原価総額の見積りが主要な仮定であります。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、一般に工事契約等が長期にわたることから、工事契約等の進行途上における契約の変更、材料費や労務費等の変動が生じる場合があり、その場合には、原価総額の見積りが変動することに伴い、進捗度が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

### 2. 退職給付債務の算定

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る資産残高	25,401百万円
退職給付に係る負債残高	63,803百万円
退職給付に係る調整累計額	782百万円

#### (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ①算出方法

当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在します。確定給付制度の退職給付債務は、割引率および年金数理計算上の基礎率（死亡率、退職率、昇給率等）に基づき、給付算定式基準によって見積もっております。

##### ②主要な仮定

当社グループは、主要な仮定である割引率について、主に高格付けの社債利回りに基づくイールドカーブ等価アプローチにより算定しております。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

退職給付債務の算出に用いる割引率に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における退職給付に係る資産、退職給付に係る負債および退職給付に係る調整累計額の金額に影響を与える可能性があります。

---

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産およびこれに対応する債務

#### 担保に供している資産

建物および構築物	317百万円
土地	79百万円
投資有価証券	21百万円
計	417百万円

#### 上記に対応する債務

支払手形および買掛金	3百万円
短期借入金	306百万円
計	309百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 451,687百万円

### 3. 偶発債務

#### 金融機関からの借入等に対する債務保証

従業員	87百万円
リース契約に伴う買取保証	128百万円
その他7社	1,850百万円
計	2,066百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	149,296	—	—	149,296
合計	149,296	—	—	149,296
自己株式				
普通株式 (注)	6,462	3	0	6,466
合計	6,462	3	0	6,466

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 3 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少 0 千株は、単元未満株式の売却による減少であります。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月25日 取締役会	普通株式	8,570	60.0	2023年3月31日	2023年6月7日
2023年10月26日 取締役会	普通株式	8,569	60.0	2023年9月30日	2023年12月5日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月23日 取締役会	普通株式	10,712	利益剰余金	75.0	2024年3月31日	2024年6月5日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する注記

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入等のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行を行っております。

運転資金は主として短期借入金およびコマーシャル・ペーパーにより調達し、設備投資に係る資金は主として長期借入金および社債により調達しております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、当社グループの運用ルールに基づき、外貨建債権債務に係る為替変動リスクに対して先物為替予約取引を、原材料価格変動リスクに対して商品スワップ取引を、それぞれ各リスクのヘッジを目的として、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する注記

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません（注1）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 売掛金 貸倒引当金（*2）	257,372 (4,998)		
	252,373	252,295	△ 77
(2) 投資有価証券	102,596	114,297	11,700
(3) 社債	(20,000)	(19,782)	△ 218
(4) 長期借入金	(15,100)	(15,061)	△ 38
(5) リース債務	(48,995)	(49,062)	67
(6) デリバティブ取引（*3）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	185	185	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(51)	(51)	—

（\*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（\*2）個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（\*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（\*4）「現金および預金」、「受取手形」、「支払手形および買掛金」および「短期借入金」については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（注1）市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等（非連結子会社および関連会社の株式を含む）	15,831

これらについては、市場価格がなく、「（2）投資有価証券」には含まれおりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	92,526	—	—	92,526
資産計	92,526	—	—	92,526
デリバティブ取引（＊1）				
通貨関連	—	134	—	134
デリバティブ取引計	—	134	—	134

（＊1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	252,295	—	252,295
投資有価証券				
子会社および関連会社株式				
関連会社株式	21,770	—	—	21,770
資産計	21,770	252,295	—	274,066
社債	—	19,782	—	19,782
長期借入金	—	15,061	—	15,061
リース債務	—	49,062	—	49,062
負債計	—	83,905	—	83,905

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて算定しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

先物為替予約取引および商品スワップ取引の時価は、先物相場および取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているもののうち、為替予約の振当処理によるものは、それぞれ、ヘッジ対象とされている受取手形、売掛金および契約資産ならびに、支払手形および買掛金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて算定しております。

#### 売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 社債

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会の売買参考統計値を用いて算定しており、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金およびリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,218円41銭
(2) 1株当たり当期純利益	527円57銭

#### 収益認識に関する注記

##### 1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を地域別に分解した場合の内訳は、下記のとおりです。

(単位：百万円)

	エネルギー	インダストリー	半導体	食品流通	その他 (注)	小計	調整額	合計
日本	222,929	335,555	106,501	104,260	56,753	825,999	△55,208	770,790
アジア他	89,186	39,901	32,201	623	3,380	165,293	△1,855	163,437
中国	13,572	20,538	57,686	2,403	2,908	97,109	△764	96,345
欧州	1,249	10,355	27,593	—	—	39,198	—	39,198
米州	15,822	13,561	4,054	△0	112	33,549	△108	33,441
顧客との契約から 生じる収益	342,760	419,911	228,037	107,287	63,154	1,161,151	△57,936	1,103,214

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融サービス、不動産業、保険代理業、旅行業および印刷・情報サービス等を含んでおります。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益は注記「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項4.会計方針に関する事項 (5) 重要な収益および費用の計上基準」に従って会計処理し、各セグメントにおける製品またはサービスに関する主な収益認識方法は以下のとおりです。

当社および連結子会社では、製品の開発、生産、販売、サービスなどにわたる幅広い事業活動を行っております。顧客との契約を識別するにあたっては、同一の顧客と同時またはほぼ同時に締結した複数の契約について、以下の①から③のいずれかに該当する場合、複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理しております。

①複数の契約が同一の商業的目的を有するものとして交渉された。

②1つの契約において支払われる対価の額が、他の契約の価格または履行により影響を受ける。

③複数の契約において約束した財またはサービスが、単一の履行義務となる。

契約の当事者が承認した契約の範囲または価格（あるいはその両方）の変更があった場合、当該変更を「別個の契約」または「当初契約の変更」のいずれとして会計処理すべきなのかを判断しております。

契約に複数の財またはサービスが含まれる場合、履行義務が別個のものか否か判断して、会計処理の単位を決定しております。

なお、財またはサービスが他の当事者によって顧客に提供されるように手配する代理人取引に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する財またはサービスと交換に受け取る額から、当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

取引価格は、財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で算定しております。対価の金額が変動する可能性がある場合には、変動対価として金額を見積り、取引価格に含めております。見積られた変動対価の額は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

当社および連結子会社では、主に顧客に支払われる販売リベートを、収益から控除しております。

取引価格は、独立販売価格の比率に基づき、履行義務に配分しております。独立販売価格を直接観察できない場合、履行義務を充足するために発生するコストを見積り、当該財またはサービスの適切な利益相当額を加算する方法により、独立販売価格の見積りを行っております。

当社および連結子会社では、約束した財またはサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて、収益を認識しております。契約における取引開始日に、履行義務のそれぞれが、一定の期間にわたり充足されるものかまたは一時点で充足されるものを判断しております。以下の①から③の要件のいずれかを満たす場合、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

①顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する。

②顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じるまたは資産の価値が増加し、当該資産が生じるまたは当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支払する。

③顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、義務の履行を完了した部分について、対価を收受する強制力のある権利を有している。

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する要件に該当しない場合、財またはサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識しております。

### (1) 標準品等の製品の販売

当社および連結子会社では、エネルギー事業において、受配電・制御機器、インダストリー事業において、インバータ、FAコンポーネント、計測機器、センサ、半導体事業において、産業用・自動車用パワー半導体、食品流通事業において、飲料自販機、食品・物品自販機、店舗設備機器、金銭機器の製品販売を行っております。

これらの取引については、主に一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。（出荷基準の適用）なお、出荷基準を適用しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

---

(2) 個別受注生産による製品の販売および工事契約による請負

当社および連結子会社では、エネルギー事業において、地熱発電、火力発電、水力発電、燃料電池、変電設備、蓄電システム、エネルギー・マネジメントシステム、太陽光発電、風力発電、無停電電源装置（ＵＰＳ）、電機盤、インダストリー事業において、FAシステム、駆動制御・計測制御システム、原子力関連設備、放射線機器・システム、鉄道車両用駆動システム・ドアシステム、船舶・港湾用システム、電気工事、空調設備工事、ＩＣＴに関わる機器・ソフトウエアの製品販売および工事契約による請負を行っております。

これらの取引については、主に一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用し、収益を認識しております。

(3) 役務の提供

当社および連結子会社では、前（1）から（2）に関連する保守、点検、修理、改造および運転維持管理等の役務提供を行っております。

これらの取引については、主に一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用し、収益を認識しております。なお、顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

顧客との契約開始時点で、財またはサービスを顧客に移転する時点と、顧客が支払いを行う時点との間が概ね1年以内であると見込まれるため、金融要素に重要なものはありません。

### 3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

契約資産は当社および連結子会社が顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する当社および連結子会社の権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。

契約負債は財またはサービスを顧客に移転する当社および連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったものまたは対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

受取手形および売掛金、契約資産、契約負債の期末残高は連結貸借対照表において区分表示しているため記載を省略しております。

当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は38,629百万円であります。

また、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の残存履行義務に配分した取引価格残高は436,827百万円であります。

当該金額の内、長期にわたり収益が認識される契約を有するセグメントは、「エネルギー」「インダストリー」であります。

セグメント別の未充足の残存履行義務残高は、概ね以下の期間以内に充足される見込みであります。

エネルギー：7年以内

インダストリー：3年以内

なお、当社および連結子会社では残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。

また、上記取引金額には、重要な変動対価の金額の見積りは含まれておりません。

# 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>460,151</b>	<b>流動負債</b>	<b>352,507</b>
現金および預金	5,035	買掛金	139,209
受取手形	47,690	短期借入金	43,266
売掛金	178,486	コマーシャルペーパー	36,000
契約資産	66,188	1年内返済予定の長期借入金	28,500
商品および製品	26,005	リース債務	15,635
仕掛品	37,836	未払金	5,057
原材料および貯蔵品	54,924	未払費用	34,392
前渡金	18,542	未払法人税等	8,365
未収入金	19,032	契約負債	29,506
その他	7,132	預り金	8,950
貸倒引当金	△724	製品保証引当金	2,533
		その他	1,091
<b>固定資産</b>	<b>382,319</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>151,432</b>	<b>固定負債</b>	<b>116,362</b>
建物	59,055	社債	20,000
構築物	2,334	長期借入金	15,100
機械および装置	21,066	リース債務	21,806
車両運搬具	78	退職給付引当金	48,041
工具、器具および備品	5,088	資産除去債務	2,018
土地	24,199	その他	9,396
リース資産	31,690		
建設仮勘定	7,919		
<b>無形固定資産</b>	<b>8,759</b>	<b>負債合計</b>	<b>468,869</b>
ソフトウェア	6,302		
その他	2,456		
<b>投資その他の資産</b>	<b>222,127</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	96,336	株主資本	319,066
関係会社株式	97,275	資本金	47,586
出資金	383	資本剰余金	56,825
長期貸付金	3,777	資本準備金	56,777
前払年金費用	14,814	その他資本剰余金	47
繰延税金資産	8,316	<b>利益剰余金</b>	<b>222,245</b>
その他	3,210	利益準備金	11,515
貸倒引当金	△1,986	その他利益剰余金	210,730
<b>繰延資産</b>	<b>37</b>	オプション/バーション促進積立金	17
社債発行費	37	繰越利益剰余金	210,713
		<b>自己株式</b>	<b>△7,590</b>
<b>資産合計</b>	<b>842,508</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>54,571</b>
		その他有価証券評価差額金	54,607
		繰延ヘッジ損益	△35
		<b>純資産合計</b>	<b>373,638</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>842,508</b>

# 損益計算書 (自 2023年4月 1 日) (至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		694,920
売上原価		531,066
売上総利益		163,854
販売費および一般管理費		118,889
営業利益		44,964
<b>営業外収益</b>		
受取利息および配当金	20,986	
その他	2,378	23,365
<b>営業外費用</b>		
支払利息	972	
その他	1,562	2,534
<b>経常利益</b>		65,794
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	6,103	
関係会社株式売却益	271	6,392
<b>特別損失</b>		
固定資産処分損	1,089	
投資有価証券売却損	12	
関係会社株式評価損	1,529	
関係会社株式売却損	713	
その他	2,932	6,278
<b>税引前当期純利益</b>		65,908
法人税、住民税および事業税	12,459	
法人税等調整額	△37	12,422
<b>当期純利益</b>		53,486

# 株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								自己 株式	株主 資本 合計		
	資本剰余金			利益剰余金								
	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	オーブ イノベーション 促進積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	47,586	56,777	47	56,824	11,515	—	174,384	185,899	△7,563	282,746		
事業年度中の変動額						17	△17	—		—		
オーブイノベーション 促進積立金の積立				—								
剰余金の配当				—			△17,139	△17,139		△17,139		
当期純利益				—			53,486	53,486		53,486		
自己株式の取得				—				—	△26	△26		
自己株式の処分			0	0				—	0	0		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	17	36,329	36,346	△26	36,320		
当期末残高	47,586	56,777	47	56,825	11,515	17	210,713	222,245	△7,590	319,066		

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	45,275	241	45,517	328,263
事業年度中の変動額				
オーブイノベーション 促進積立金の積立			—	—
剰余金の配当			—	△17,139
当期純利益			—	53,486
自己株式の取得			—	△26
自己株式の処分			—	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	9,331	△277	9,054	9,054
事業年度中の変動額合計	9,331	△277	9,054	45,374
当期末残高	54,607	△35	54,571	373,638

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

#### (1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

### 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

#### (1) 製品および仕掛品

主として個別法または総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により評価しております。

#### (2) 原材料および貯蔵品

最終仕入原価法により評価しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### (3) 製品保証引当金

製品の品質に関する保証費用の支出に備えるため、過去の発生実績および特定案件の発生見込に基づき、今後必要と見込まれる額を計上しております。

## 5. 収益および費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、製品の開発、生産、販売、サービスなどにわたる幅広い事業活動を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

### (1) 標準品等の製品の販売

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。（出荷基準の適用）なお、出荷基準を適用しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

### (2) 個別受注生産による製品の販売および工事契約による請負、役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。なお、顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は事業年度末に適切な見直しを行っております。

## 6. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

## 8. その他計算書類作成のための重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

---

## 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記

### 有形固定資産の減価償却方法の変更

従来、当社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社グループは2020年3月期より、2024年3月期を最終年度とする中期経営計画「令和 Prosperity2023」のもと、当社グループの成長を牽引するパワエレ事業、半導体事業の強化に向け、両事業に経営資源を傾注してまいりました。また、国内の生産拠点において、プラットフォームの共通化施策、内製化施策等の生産体制の強化・最適化を推し進めております。このような環境の中で、電動車向けパワー半導体の需要拡大に対応するための大規模な設備投資の実行を契機として国内の有形固定資産の使用実態を再検討いたしました。その結果、当事業年度以降は堅調な需要を背景に生産量が安定し、国内の有形固定資産のより安定的な稼働が見込まれております。このことから、耐用年数にわたり平均的に費用配分する定額法が、有形固定資産の使用実態をより適切に反映できると判断いたしました。

当該変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ3,986百万円増加しております。

### 重要な会計上の見積りに関する注記

#### 1. 履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高	82,086百万円
契約資産残高	48,237百万円

(注) 上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した個別受注生産による製品の販売および工事契約による請負、役務の提供（以下、工事契約等）のうち、当事業年度末時点で未完成・未引渡し・未完了の工事契約等を対象として記載しております。（履行義務のすべてを充足した案件は含めておりません。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合に、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識した案件は含めておりません。）

##### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

###### ①算出方法

当社は、工事契約等については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

###### ②主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、工事契約等に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、原価総額の見積りが主要な仮定であります。

###### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、一般に工事契約等が長期にわたることから、工事契約等の進行途上における契約の変更、材料費や労務費等の変動が生じる場合があり、その場合には、原価総額の見積りが変動することに伴い、進捗度が変動することにより、翌事業年度の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

## 2. 退職給付債務の算定

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

前払年金費用残高	14,814百万円
退職給付引当金残高	48,041百万円

### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### ①算出方法

当社では確定給付制度を採用しております。確定給付制度の退職給付債務は割引率および年金数理計算上の基礎率(死亡率、退職率、昇給率等)に基づき、給付算定式基準によって見積もっております。

#### ②主要な仮定

当社では、主要な仮定である割引率について、高格付けの社債利回りに基づくイールドカーブ等価アプローチにより算定しております。

#### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

退職給付債務の算出に用いる割引率に見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類における前払年金費用および退職給付引当金の金額に影響を与える可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額 249,773百万円

### 2. 偶発債務

#### 金融機関からの借入等に対する債務保証

富士タスコ社	3,022百万円
FUJI ELECTRIC (THAILAND) 社	1,887百万円
Reliable Turbine Services LLC	1,364百万円
富士電機インドネシア社	671百万円
上海電気富士電機電気技術（無錫）社	416百万円
その他	370百万円
計	7,733百万円

### 3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	79,221百万円
長期金銭債権	823百万円
短期金銭債務	127,900百万円
長期金銭債務	21,562百万円

---

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	173,294百万円
仕入高	254,495百万円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息および配当金	19,625百万円
支払利息、その他	967百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	6,466,915株

## 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (1) 繰延税金資産

退職給付引当金	17,488百万円
投資有価証券	6,080百万円
棚卸資産	5,217百万円
未払従業員賞与	4,871百万円
その他	9,598百万円
繰延税金資産小計	43,256百万円
評価性引当額	△ 9,776百万円
繰延税金資産合計	33,480百万円

#### (2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 24,100百万円
投資有価証券	△ 1,004百万円
その他	△ 59百万円
繰延税金負債合計	△ 25,164百万円
繰延税金資産（負債）の純額	8,316百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	富士電機 フィアス(株)	所有 直接100%	資金の借入 ファクタリング 製造設備のリース 役員の兼任	資金の借入れ(注1) ファクタリング リース取引高	△ 3,656 58,269 756	短期借入金 買掛金 リース債務	29,901 27,814 36,319
子会社	富士電機 (中国) 社	所有 直接100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入れ(注1)	5,920	短期借入金	10,865
子会社	宝永電機(株)	所有 直接51%	製品の販売 役員の兼任	製品の販売(注2)	21,670	売掛金	11,788

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 富士電機 フィアス(株)および富士電機 (中国) 社からの借入金金利は市場金利を勘案して決定しております。

取引金額は、年間取引の純増減額を記載しております。

(注2) 宝永電機(株)に対する製品の販売については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

## 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,615円96銭  
(2) 1株当たり当期純利益 374円47銭

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

富士電機株式会社  
取締役会御中

2024年5月20日

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 狩野茂行  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤正広  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大貫一紀

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類等に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

富士電機株式会社  
取締役会御中

2024年5月20日

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 狩野茂行  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤正広  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大貫一紀

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第148期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

富士電機株式会社 監査役会

常勤監査役 奥野嘉夫<sup>㊞</sup>  
常勤監査役 松本淳一<sup>㊞</sup>  
社外監査役 平松哲郎<sup>㊞</sup>  
社外監査役 高岡洋彦<sup>㊞</sup>  
社外監査役 勝田裕子<sup>㊞</sup>

以上